

静岡県公安委員会規程第9号

運転免許試験に係る自動車の持込みに関する規程を次のように定める。

平成28年7月29日

静岡県公安委員会委員長 諏訪部 敏 之

運転免許試験に係る自動車の持込みに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第24条第1項の自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）において同条第7項の規定により静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が提供し、又は指定する自動車（以下「技能試験車」という。）以外の自動車を使用する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 規則第24条第7項ただし書の規定により技能試験において技能試験車以外の自動車を使用することを希望するときは、技能試験車両持込申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により公安委員会に申請するものとする。

(審査)

第3条 公安委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請書を確認するとともに、当該申請に係る自動車が技能試験に使用することができる自動車かどうかを審査するものとする。

(許可証の交付)

第4条 公安委員会は、第2条の規定による申請に係る自動車を技能試験に使用することを認めるときは、申請者に技能試験車両持込許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

2 許可証の有効期間は、交付の日から起算して1年とする。

3 許可証の交付に当たっては、当該許可証の有効期間について教示するものとする。

(許可証の返納)

第5条 許可証の交付を受けた者は、当該許可証に係る自動車により技能試験に合格したとき、又は当該許可証の有効期間が満了したときは、速やかに公安委員会に許可証を返納しなければならない。

(許可証の再交付)

第6条 許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、書面により再交付の申請をするものとする。この場合において、再交付の申請の理由が汚損又は破損によるときは、汚損し、又は破損した許可証を添付して申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を確認の上、許可証を再交付するものとする。

附 則

この規程は、平成28年7月29日から施行する。

技能試験車両持込申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

（申請者）

住 所

氏 名

下記の車両を技能試験に使用する自動車として許可されたく申請します。

記

- 1 車種
- 2 登録番号
- 3 車台番号
- 4 所有者

持込理由	
使用開始日	年 月 日
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※ 申請者が未成年の場合は、保護者が次の事項を記載すること。

- ・ 申請者との関係
- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号

（注） 自動車検査証等の申請に係る自動車の諸元及び所有者を確認することができるものの写しを添付すること。

第 号

技能試験車両持込許可証

下記の車両を道路交通法施行規則第24条第7項ただし書の規定により技能試験に使用する自動車として認める。

記

- 1 交付日
- 2 車種
- 3 登録番号
- 4 車台番号
- 5 使用者

年 月 日

静岡県公安委員会



(注)

- 1 本許可証の有効期間は、交付の日から起算して1年とする。
- 2 技能試験に合格したとき、又は有効期間が満了したときは、速やかに本許可証を返納すること。